投票日は10月31日

第49回衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

10月19日公示の第49回衆議院議員総選挙は、10月31日を投票日に行われます。最高裁判所裁判官の国民審査も同時に行われます。日本の将来を託す代表者を選ぶ大事な選挙です。選挙公報や政見放送などをよく見て、棄権することなく確かな一票を投じましょう。

◆問い合わせ　町選挙管理委員会（☎82－3111内線418）へ。

投票は3種類

今回の選挙では、衆議院議員総選挙の小選挙区選挙と比例代表選挙の2種類と、最高裁判所裁判官国民審査を合わせた計3種類の投票が行われます。

小選挙区選挙（投票用紙は水色）は候補者の名前を、比例代表選挙（ピンク色）は支持する政党名を記入します。国民審査（うぐいす色）は、辞めさせた方が良いと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を書きます。

31日の投票は午後6時まで

31日の投票時間は、午前7時から午後6時までです。投票所は次ページ表の町内19カ所となっています。

係員が投票を補助します

自筆で投票することが難しい人の場合には、投票所の係員が本人の代わりとなり、本人が指示したとおりに投票用紙に記入する「代理投票制度」があります。同制度の利用を希望する人は、投票所で係員にお申し出ください。

この制度は、期日前・不在者投票でも利用でき、投票内容は秘密情報として固く守られ、一切口外されません。

町内で投票できる人

町内の投票所で投票できる人は、次に該当する人です。

▽平成15年11月1日以前に生まれた人で、令和3年7月18日以前に本町に住民登録をして、引き続き住民基本台帳に登録されている人

※令和3年7月19日以降に本町に転入届を提出した人は、前住所地に選挙権があります。本町で不在者投票をするか、前住所地で投票してください。

入場券で投票所の確認

町選挙管理委員会では、投票所となる施設を選定し、次ページ表『投票所一覧』のとおり決定しました。投票の際は、入場券記載の投票所を確認の上、お越しください。

入場券は10月20日以降に各家庭に配布します。

※入場券を紛失された場合でも投票できます。

山田第3投票所は「旧山田北小学校放課後児童クラブ」に変更

山田第3投票所は、これまで「旧山田北小学校体育館」でしたが、今回は「旧山田北小学校

選挙はわたしたちに与えられた大切な権利です。
未来をつくるその一票。棄権せず投票しましょう

放課後児童クラブ」に変更しています。

期日前 不在者 投票利用を

仕事や冠婚葬祭、旅行などの用事がある人や、病気などで投票日に投票に行けない人は、期日前投票制度や不在者投票制度をご利用ください。期間中は土・日曜日も投票することができますが、不在者投票を行えるのは、役場2階特別会議室だけです。

■場所と時間
・役場2階特別会議室
▽期間　10月20日～30日
▽時間　午前8時半～午後8時
・船越防災センター、豊間根生活改善センター
▽期間　10月27日～30日
▽時間　午前8時半～午後6時

■持ち物　入場券

◆◆◆◆◆◆◆

開票は、即日開票です。開票作業は当日の午後8時から山田小学校体育館で行います。

投票所では、新型コロナウイルス感染症対策のためマスクの着用や手指消毒などにご協力をお願いします

◆投票所一覧　（下線部は前回からの変更箇所）

投票区	投票所
山　田　第1	山田町まちなか交流センター
2	町中央公民館
3	旧山田北小学校放課後児童クラブ
4	旧さくら幼稚園
5	関口農業担い手センター
船　越　第1	船越防災センター
2	山の内生活改善センター
3	田の浜コミュニティセンター
4	大浦漁村センター
織　笠　第1	織笠コミュニティセンター
2	猿神農業担い手センター
3	田子ノ木生活改善センター
4	織笠コミュニティ外山ブロックセンター
大　沢　第1	ふるさとセンター
豊間根　第1	豊間根生活改善センター
2	農村婦人の家
3	田名部林業担い手センター
4	上豊間根自治交流会館
5	荒川農業構造改善センター

◆旧山田北小学校放課後児童クラブ位置図

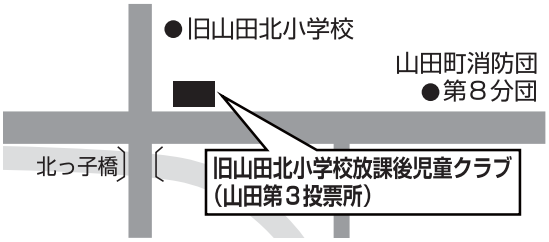

84　□□□－□□□□

郵便投票ご利用を

身体障害者手帳などの交付を受けている人で、記載されている内容が次に該当する人は、郵便による投票ができます。郵便投票をする人は、町選挙管理委員会から交付された郵便投票証明書を提示し、10月27日までに投票用紙を請求してください。

◆郵便投票ができる人

▷身体障害者手帳
両下肢などの障害が1・2級、内臓機能障害が1・3級、免疫障害が1～3級の人

▷戦傷病者手帳
両下肢などの障害が特別項症～第2項症、内臓機能障害が特別項症～第3項症の人

▷介護保険の被保険者証
要介護状態区分が「要介護5」の人

※郵便投票証明書をお持ちでない人は、町選挙管理委員会へ交付の申請をしてください。同証明書には有効期限がありますので、期限が切れている場合は忘れずに更新の手続きをしてください。

自筆できない方には代理記載制度があります

郵便投票の対象となっている人で、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当し、自ら記載するのが困難だという人は、事前に登録した代理人に投票に関する記載をさせることができます。

▷**身体障害者手帳**
上肢や視覚の障害が1級

▷**戦傷病者手帳**
上肢や視覚の障害が特別項症～第2項症

◆申込先・問い合わせ　町選挙管理委員会事務局（☎82―3111内線418）へどうぞ。